

改正

平成3年3月15日条例第13号

平成8年3月27日条例第12号

平成28年3月25日条例第21号

平成30年3月19日条例第13号

須賀川市特定疾患患者福祉手当支給条例

(目的)

第1条 この条例は、特定疾患患者に対して特定疾患患者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、特定疾患患者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「特定疾患患者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に定める疾患により医療を受けている者
- (2) 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）に定める疾患により医療を受けている者

2 この条例において「保護者」とは、特定疾患患者の親権を行う者、後見人その他の者で当該患者を現に監護している者をいう。

(受給資格)

第3条 手当の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有する特定疾患患者又はその保護者とする。

(手当の額)

第4条 手当の額は、特定疾患患者1人につき月額1,000円とする。

(支給期間及び支給期月)

第5条 手当の支給期間は、次条の規定による受給資格の認定を受けた日の属する月から受給資格を失った日の属する月までとする。

2 手当は、毎年3月、7月及び11月の3期にそれぞれの月までの分を支給する。ただし、支給期月に支給すべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支給期月でない月であっても支給することができる。

(受給資格の認定)

第6条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請して受給資格の認定を受けなければならない。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、規則に定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届出なければならない。

(支給の停止)

第8条 特定疾患患者が次の各号のいずれかに該当したときは、手当の支給を停止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 患者でなくなったとき。
- (3) 市内に住所を有しなくなったとき。

(手当の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって手当の支給を受けた者があるときは、その者から当該手当を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 手当の支給を受ける権利は譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月15日条例第13号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月27日条例第12号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第21号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、平成30年度に支給する特定疾患患者福祉手当の額は、月額3,000円とする。